



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
◎ 公 告	
・土地改良区の清算人の就任	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 交通局公告	
・落札者等	総 務 課
◎ 教育長公告	
・県立学校教員採用特別選考試験の実施	高 校 教 育 課
◎ 収用委員会規則	
○長崎県収用委員会運営規則の一部を改正する規則	収用委員会事務局

## 規 則

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年11月17日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第43号

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則（平成26年長崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
(定数)		(定数)	
第2条 条例に規定する民生委員・児童委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりする。		第2条 条例に規定する民生委員・児童委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりする。	
島原市	<u>111人</u>	島原市	<u>122人</u>
諫早市	<u>322人</u>	諫早市	<u>318人</u>
略		略	

対馬市	137人	対馬市	145人
略		略	
五島市	168人	五島市	175人
略		略	
南島原市	161人	南島原市	160人
長与町	62人	長与町	59人
略		略	
川棚町	36人	川棚町	35人
略		略	
新上五島町	92人	新上五島町	98人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第719号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年11月17日

長崎県知事 中村 法道

加入区

若松町中央加入区

公 告

土地改良区の清算人の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人五反田土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和2年11月17日

長崎県知事 中村 法道

就任清算人	
氏 名	住 所
道 上 勝 利	東彼杵郡川棚町上組郷1359番地
鶴 野 末 雄	東彼杵郡川棚町五反田郷424番地 3
田 崎 二 郎	東彼杵郡川棚町上組郷210番地
田 寄 明	東彼杵郡川棚町五反田郷323番地
田 中 肇	東彼杵郡川棚町五反田郷967番地
園 田 義 和	東彼杵郡川棚町上組郷31番地
朝 長 孝 治	東彼杵郡川棚町五反田郷251番地
岩 永 総一郎	東彼杵郡川棚町五反田郷330番地 2

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年11月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡 長与町 岡郷	令和2年11月16日から 令和3年3月26日まで

**交通局公告****落札者等（公告）**

落札者等 について、次のとおり公告する。

令和2年11月17日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 物品等又は特定役務の名称及び数量  
車両改造工事（定期大型車6両）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
長崎県交通局管理部総務課（総務係）  
〒850-0043 長崎市八千代町3-1 電話 095-822-5141
- 調達方法 車両改造
- 契約方式 一般競争入札
- 落札決定日 令和2年9月10日
- 落札者及び落札価格  
(1) 車両改造工事（定期大型車6両）

車 号	落 札 者	落 札 価 格 (消費税及び地方消費税は含まない)
5S52 7S61 7S62 7S63 7S64 7S65	佐賀県三養基郡基山町大字長野 308-5 西鉄車体技術株式会社 代表取締役 下津 俊幸	33,000,000 円

- 入札公告日 令和2年7月28日
- 落札方式 最低価格

**教育長公告****県立学校教員採用特別選考試験の実施（公告）**

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和3年度県立学校教員採用特別選考試験を次のとおり実施する。

令和2年11月17日

長崎県教育委員会  
教育長 池松 誠二

## 令和3年度長崎県公立学校教員採用特別選考試験

令和3年度長崎県公立学校に勤務する教員を募集します。

記

## 1 職 種

高等学校韓国語教諭

## 2 募集人員及び出願資格

募集職種		募集人数	対象者及び資格
高等学校教諭	韓国語	1名	I 昭和36年4月2日以降に生まれた者 II 次のア、イのいずれかに該当する者 ア 高等学校普通免許状「韓国語」を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者 イ 次の(1)及び(2)の両方を満たす者 (1) 次の①または②のいずれかに該当すること。 ①学校教育法第1条に規定する学校等における、教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期以上にわたり概ね600時間以上であること。 ②教科に関する専門分野に関して、企業等における勤務経験等が概ね3年以上あること。 (2) 勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる2通の推薦状が提出できること。 III 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 IV 令和3年4月1日以降、長崎県立対馬高等学校での勤務が可能なる者

※ IIのイにて受験する者は、必ず速やかに長崎県教育庁高校教育課県立学校人事班に連絡すること。(出願時に必要な特別免許状取得に係る関係書類の詳細について確認する必要があるため。なお、令和3年3月31日までに長崎県教育委員会が発行する特別免許状を取得できなかった場合は、採用しない。)

## 3 出願期間 令和2年11月16日(月)～令和2年11月30日(月)

※当日消印有効、持参の場合は午後5時まで

## 4 出願手続

## (1) 願書用紙の交付

令和2年11月13日(金)から長崎県教育庁高校教育課で交付する。

また、長崎県教育庁高校教育課のウェブサイトからもダウンロードできる。

【URL】 <http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

郵送希望者は、返信用封筒〔角2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、120円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

## (2) 提出書類

- ① 願書
- ② 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- ③ 教員免許状の写し又は教員免許状取得見込証明書

- ④ 返信用封筒[長3号 返信先を記入し、宛名は「様」付け、254円分の郵便切手を貼付すること。]
- ⑤ 面接調査票

**5 願書等の提出先**

〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）  
※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

**6 選考試験**

- (1) **試験日時** 令和2年12月10日（木）午前9時30分（午前9時開場）
- (2) **試験会場** 長崎県庁行政棟3階308会議室（長崎市尾上町3-1）  
 ※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分  
 ※駐車場には限りがあるので、障害者特別採用選考試験の受験者で申し出た者以外は公共交通機関で来庁すること。
- (3) **試験内容**
  - ① 筆記試験（専門教科）
  - ② 小論文（日本語）
  - ③ 個人面接（日本語及び韓国語）
- (4) **合格者発表** 令和2年12月25日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

**7 その他**

- 受験票は送付しません。受験番号等は試験当日会場受付で確認してください。
- 試験当日は黒鉛筆（H、F、HB推奨）・消しゴム等の筆記用具を準備してください。また、マスク着用をお願いします。
- 書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。
- 日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。
- 不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

**収用委員会規則**

長崎県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年11月17日

長崎県収用委員会  
 会長 梶村 龍太

**長崎県収用委員会規則第1号**

長崎県収用委員会運営規則の一部を改正する規則  
 長崎県収用委員会運営規則（昭和43年長崎県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（会長の専決事項） 第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) <u>法第41条において準用する法第19条の規定による</u> 裁決申請書及び添付書類の欠陥の補正並びに補正しない場合の却下 <u>（法第94条第4項及び法第117条において準用する場合を含む。）</u> (2) <u>法第42条第1項の規定による裁決申請書及び添付書類の写しの送付並びに裁決の申請があった旨の通知</u> (3) <u>法第42条第5項の規定による知事が求める書類の送付</u>	（会長の専決事項） 第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) <u>法第41条の規定による裁決申請書及びその添付書類の欠陥の補正並びに補正をしない場合の却下</u> (2) <u>法第42条第1項の規定による裁決申請書の送付及び裁決の申請があった旨の通知</u>

(法第47条の4第2項において準用する場合を含む。)

- (4) 略
- (5) 法第45条の2の規定による裁決手続の開始を決定した旨の公告及び裁決手続の開始の登記の嘱託
- (6) 略
- (7) 法第47条の3第5項において準用する法第19条第1項前段の規定による明渡裁決の申立てに関する書類の補正
- (8) 略
- (9) 法第50条第4項の規定による和解調書の正本の送達(法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において準用することとされている法第94条第6項において準用する場合を含む。)
- (10) 法第65条第3項の規定による身分を示す証票の交付(法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において準用することとされている法第94条第6項において準用する場合を含む。)
- (11) 法第66条第3項の規定による裁決書の正本の送達(法第94条第6項及び法第120条において準用する場合を含む。)
- (12) 法第94条第5項の規定による審理の期日及び場所の通知(法第124条第2項において準用する場合を含む。)
- (13) 法第118条第1項の規定による確認申請書の写しの送付
- (14) 法第123条第3項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用の許可の通知
- (15) 法第138条において準用する法各条に規定する事務のうち前各号に相当する事務に関する事項
- (16) 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号。以下「令」という。)第1条の9の規定による裁決手続の開始を決定した旨の通知
- (17) 令第1条の10の規定による明渡裁決の申立てがあった旨の通知
- (18) 令第1条の14の規定による配当機関への通知
- (19) 令第5条の規定による公示送達(令第6条の2において準用する場合を含む。)
- (20) 令第6条の3第2項の規定による代理人制限の通知
- (21) 土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。)第20条第1項の規定による確認証書の交付
- (22) 規則第22条第2項の規定による支払委託書の送付
- (23) 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号。以下第24号までにおいて「特措法」という。)第20条第3項の規定による緊急裁決の申立てがあった旨の通知及び同条第5項の規定による期間内に裁決することができなかった旨の通知
- (24) 特措法第38条の2第3項の規定による書類の送付及び同条第4項の規定による事件送致等の公告
- (25) 所有者不明土地の利用の適正化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下第27号までにおいて「特措法」という。)第13条第4項の規定による知事の意見照

- (3) 略
- (4) 法第45条の2の規定による裁決手続開始の登記の嘱託
- (5) 略
- (6) 法第47条の3第5項の規定による明渡裁決の申立てに関する書類の欠陥の補正
- (7) 略
- (8) 法第66条第3項の規定による裁決書の送達
- (9) 法第94条第4項の規定による裁決申請書の欠陥の補正及び補正をしない場合の却下
- (10) 法第94条第5項の規定による審理の期日及び場所の通知
- (11) 法第94条第6項の規定による裁決書の送達
- (12) 法第117条の規定による確認申請書の欠陥の補正及び補正をしない場合の却下
- (13) 法第118条第1項の規定による確認申請書の送付
- (14) 法第120条の規定による確認書及び確認拒否書の送達

会に対する委員会の意見の通知（同法第19条第4項において準用する場合を含む。）

(26) 特措法第13条第6項の規定による身分を示す証明書の交付（同法第19条第4項並びに同法第32条第6項において準用する場合及び同法第37条第4項において準用することとされている同法第32条第6項において準用する場合を含む。）

(27) 特措法第32条第4項の規定による知事の意見照会に対する委員会の意見の通知（同法第37条第4項において準用する場合を含む。）

(28) 略

(29) 略

(30) その他事務の内容により専決することが適当であると認められる事項

（公告の方法）

第7条 法令の規定により委員会が行う公告は、県公報に登載して行う。

(15) 略

(16) 略

(17) その他運営に必要な軽易な事項

（裁決手続開始決定の公告方法）

第7条 法第45条の2の規定による公告は、県公報に登載して行う。

#### 附 則

この規則は、交付の日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田宏  
印刷  
弥ト